

# 「2018年度研究助成」研究結果（概要）報告

公益財団法人日本内部監査研究所

研究助成は、2008年より一般社団法人日本内部監査協会が、内部監査あるいは内部統制に関する調査研究を奨励し、もって内部監査及び関連する諸分野の理論及び実務の研究を推進することを目的として運営を開始したものです。2021年度からは、公益財団法人日本内部監査研究所が引き継ぎました。

2018年度に助成金給付対象となった下記4件について、研究結果の概要を、対象者からご報告いただきましたので、ここにご紹介いたします。

## 「2018年度研究助成」助成金給付対象案件（敬称略）

申請者（所属先・職位：2018年9月現在）	研究課題
朝岡 大輔（明治大学 商学部 専任講師）	企業内部の意思決定と監視・監査の研究：行動ファイナンスの枠組みを用いて
井上 直樹（福知山公立大学 地域経営学部 准教授）	地方自治体における内部統制評価報告書の導入と議会のガバナンス機能に関する調査研究
上村 浩（高知工科大学 経済・マネジメント学群 専任講師）	統制自己評価と利益情報の質及び外部監査におけるリスク評価との関係
内藤 裕貴（東北学院大学 法学部 講師）	内部統制システム構築局面における取締役の裁量の範囲—ドイツ株式会社法における監督システム構築義務の議論を手掛かりとして—

### 研究テーマ：企業内部の意思決定と監視・監査の研究：行動ファイナンスの枠組みを用いて

明治大学商学部 専任准教授

朝岡 大輔

キーワード：内部通報、取締役会、認知科学、心理学、行動ファイナンス

本研究の目的は、現在接合しているとは言い難い2つの学問分野、組織の意思決定や監査の分析と心理学または認知科学の分析を組み合わせることによって、新たな知見を得ようとするのであった。このようなアプローチは、Thalerなどノーベル経済学賞の受賞が

続き、海外においては主要なものとなっているが、我が国においては端緒についた段階にある。内部監査に即してこの枠組みを適用する対象として、企業内部の不正発見の端緒として主要な手段となっている、内部通報の問題を扱った。その成果は2019年12月に、論文「内部通報の倫理と心理」として『月刊監査研究』に発表し、さらにオリンパス事件の判例や企業不祥事の事例を踏まえて考察を発展させたものとして2020年9月に、論文“A behavioral analysis of whistleblowing at Japanese firms”として*Humanities and Social Sciences Communications* (Springer Nature) に発表した。

その結論の要旨は以下の通りである。

#### (1) 組織内部の不正発生と同調

不正が組織内部に定着し、維持されること

は、不正発生の感染（Gino et al., 2009）、エスカレート（Bazerman et al., 1984）、不正を許容する文化の形成（Tenbrunsel et al., 2003）に加え、内部の規範への同調圧力（Asch, 1956; Milgram, 1963）、そして現状維持の傾向（Kahneman and Tversky, 1982）によって基礎付けられる。

## (2) 報復の恐れと利益相反

一旦定着した不正の是正が容易でないことは、公正性に関する自己評価の甘さ（Bancock and Loewenstein, 1997; Thompson and Loewenstein, 1992）、自分以外の主体を利する言い訳（Gino and Ariely, 2013）、無意識に有するスポンサーへの好意的態度（Harvery et al., 2010）によって基礎付けられる。組織の報復の恐れは、便益と費用の比較として通常期待されるトレードオフを歪める。経営者

や従業員にとって、たとえその主張が認められるところとなったとしても、報復を招くならば、その実現のコストは無視し得ない。

## (3) 倫理及びコーポレートガバナンスの作用

人間の持つ公正性の欲求（Guth et al., 1982; Fehr and Fischbacher, 2004）を重視した監視の仕組みや異議を唱える役割の設置によるグループバイアスの軽減（Asch, 1956; Nemeth, 2018）によって不正発生や維持の傾向を軽減することは可能である。さらに、技術の変化による通報の容易性に由来する被監視の自覚、通報者を保護する制度（コーポレートガバナンス・コード、原則2-5及び補充原則2-5①）やこの目的に照らした独立社外取締役の設置（原則4-8）は、不正抑止につながる反対意見の発出を制度的にも心理的にも保護する観点から支持される。

## 研究テーマ：地方自治体における内部統制評価報告書の導入と議会のガバナンス機能に関する調査研究

福知山公立大学地域経営学部 教授

井上 直樹

キーワード：内部統制、地方自治法、議会、ガバナンス、監視機能

2017年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）第150条によって、2020年4月より都道府県知事および指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、必要な体制整備が義務づけられた。これらの首長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会へ提出を課せられた。

内部統制の法制化にあたり、首長部局等から議会への情報提供および議会における情報

活用の実態を調査するため、2019年2月から同年3月まで「地方公共団体における内部統制と議会のガバナンス機能に関するアンケート調査」を実施した。すべての都道府県、市町村および特別区の議長へ調査票を郵送し、1,794団体のうち54.3パーセントにあたる974団体から回答を得た。監査委員が作成した決算審査意見書が約6割の地方議会において審議で活用されている一方、定期監査報告書は約7割の地方議会において審議で活用されていないことがわかった。内部統制評価報告書については、法制化対象外の自治体ではほとんど準備が進んでいないが、約4割の地方議会が同報告書を議会の審議で活用するために議員はリスクマネジメントの専門性をもつことが必要と回答した。

アンケート調査結果を2019年6月27日に韓国行政学会で報告し、それをもとに、2020年3月に英国勅許公共財務会計協会（CIPFA）日本支部が発行した『CIPFA J ジャーナル』第4号で「地方自治体の内部統制

構築と議会の役割—議会の監視機能に関する調査結果を踏まえて—」という論文を発表した。アンケート調査結果を分析し、議会は執行機関より提供された情報の活用主体として、内部統制評価報告書の提出を受けるだけでなく、同報告書をもとに審議を行い、内部統制の監視機能を発揮する体制整備の意向がみられたことを報告した。

内部統制の監視機能の発揮に必要な条件等をさらに調査するため、国内自治体のヒヤリング調査を実施したが、C O V I D-19の影響により、計画していた10団体のうち8団体のみの実施となった。また、英国自治体等のヒヤリングについてはまったく実施することができなかった。今後もヒヤリング調査を継続し、その成果を論文で発表する。

### 研究テーマ：統制自己評価と利益情報の質及び外部監査におけるリスク評価との関係

高知県公立大学法人高知工科大学  
経済・マネジメント学群 准教授

上村 浩

キーワード：内部監査機能・統制自己評価・利益の質・監査報酬

本研究の目的は、内部監査機能の質と利益情報の質及び外部監査のリスク評価との質との関係を明らかにすることである。S O X法制定以降、内部監査機能は、重要なコーポレート・ガバナンス・メカニズムの1つとして、外部監査、取締役会、監査委員会等とは区別されるとともに、その機能はますます注目されるようになってきている（Deloitte, 2006；Gramling et al., 2004）。また、近年内部監査を取り巻く環境は大きく変化している。例えば、米国の内部監査人協会（I I A）が提示する「3ラインモデル」において内部監査は第3のラインに位置付けられており、独立したアシュアランスとして位置付けられると同時に、他の統治機関（取締役会等）及び経営

管理者と連携、協働しガバナンスの一翼を担うとされる（堺、2019；2021）。

このような背景から、本研究では内部監査機能の質（教育・研修・専門性・規模・統制自己評価）と利益情報の質及び外部監査におけるリスク評価（監視報酬額）との関係を実証的に明らかにした。これに先立ち、本研究では2012年2月に上場企業を対象にしたアンケート調査を実施し、この結果に基づき分析を行った。

実証の結果、①内部監査部門の教育・研修の実施、②内部監査に係る資格保有者の割合、③外部監査人による監査報告書の閲覧については、監査報酬額と正の相関を有することが示された。一方、①外部監査人による監査調査書の閲覧、②外部監査人との情報伝達については監査報酬額と負の相関を有することが示された。一方、統制自己評価については、裁量的会計発生高（C F O修正Jonesモデルに基づく）と負の相関を有することが示された。

以上から内部監査部門の教育・研修、専門性及び外部監査人との情報共有（特に内部監査プロセスに係る情報）は外部監査人のリスク評価を低減する可能性があることが示された。また統制自己評価の実施は、利益情報の質を高める可能性があることが示された。

**研究テーマ：内部統制システム構築局面における取締役の裁量の範囲—ドイツ株式会社法における監督システム構築義務の議論を手掛かりとして—**

東北学院大学法学部 准教授

**内藤 裕貴**

キーワード：ドイツ株式法、早期警戒システム、取締役の義務、株式法91条2項、経営判断原則

本研究では、ドイツ株式会社法における取締役の内部統制システム構築局面における取締役の裁量の範囲について検討を行った。ドイツの株式会社法にあたる株式法の91条2項は、「取締役は、会社の存続を脅かす諸発展を早期に認識できるようにするために、適切な措置を講じなければならない、特に監督システムを整備しなければならない」と規定し、ドイツ株式法も、わが国における取締役の内部統制システム構築義務に比肩する規定を置く。ドイツでは、1990年代に企業不祥事が相次いだことを受けて、1998年のKonTraGに伴う株式法改正により、株式法91条2項が新設されるに至った。そして、会社法学の支配的見解によれば、株式法91条2項に基づき、取

締役は、第一段階として会社の存続の危機をもたらすリスクを早期に認識するための適切な措置を講じる義務を、第二段階として講じられた措置を監督する義務を負うこととなるが、このことは、株式法91条2項が取締役に経営学上のリスク管理を義務付ける規範ではないことを示している。

また、取締役が株式法91条2項所定の義務に違反した場合、会社に対して連帯して損害賠償責任を負うが、その義務違反の有無を判断するにあたっては、株式法93条1項2文所定の経営判断原則が考慮され、取締役に裁量が認められることになる。その理由としては、システムの整備に係る方法や方式は、その策定にあたっては会社における費用と利益が比較検討されるべきものであり、予見的かつ経営判断的な要素を含んだ企業家的決定だからであると説かれる。他方で、取締役に与えられる裁量の範囲を示す株式法91条2項の具体的な要件論について見ていくと、現時点では、株式法91条2項の義務違反に係る取締役の責任が追及された事案はほとんど見受けられず、判例法理によって早期リスク認識システムの構築・運用に関する取締役の行為規範が具体的に形成されているとは言い難い。そのため、取締役の裁量の範囲を画するにあたっては、今後の判例の集積が期待されるところである。